4　委員会は、次のものに基づいて問題を検討することができる。
(a)　締約国による自国の遵守に関する意見書
(b)　第二十一条の規定に基づく各国の報告
(c)　締約国会議による要請
5　委員会は、締約国会議の第二回会合において承認を得ることを条件として、委員会の手続規則を作成する。締約国会議は、委員会に関する更なる付託事項を採択することができる。
6　委員会は、コンセンサス方式により勧告を採択するためにあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらずコンセンサスに達しない場合には、勧告は、最後の解決手段として、定足数を委員の三分の二とし、出席し、かつ、投票する委員の四分の三以上の多数による議決で採択する。

第十六条　健康に関する側面

1　締約国は、次のことを行うよう奨励される。
(a)　危険にさらされている人々、特に、被害を受けやすい人々を特定し、及び保護するための戦略及び計画の作成及び実施を促進すること。この戦略及び計画には、科学的根拠に基づく健康に関する指針であって、水銀及び水銀化合物への曝露に関連するものの採択、適当な場合には水銀への曝露を減少させるための目標の設定並びに公衆のための教育（公衆衛生その他の関係する部門の参加を得たもの）を含めることができる。
(b)　科学的根拠に基づく教育及び予防に関する計画であって、水銀及び水銀化合物への業務上の曝露に関するものの作成及び実施を促進すること。
(c)　水銀又は水銀化合物への曝露によって影響を受ける人々に対する予防、治療及びケアのための適当な保健サービスを促進すること。
(d)　適当な場合には、水銀及び水銀化合物への曝露に関連する健康上の危険の防止、診断、治療及び監視のため、制度的能力及び保健専門家の能力を確立し、及び強化すること。
2　締約国会議は、健康に関する事項又は活動を考慮するに当たり、次のことを行うべきである。
(a)　世界保健機関、国際労働機関及び適当な場合には関連する他の政府間機関と協議し、及び協力すること。
(b)　世界保健機関、国際労働機関及び適当な場合には関連する他の政府間機関との協力及び情報の交換を促進すること。

第十七条　情報の交換

1　締約国は、次の情報の交換を円滑にする。
(a)　水銀及び水銀化合物に関する科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報（毒物学上及び生態毒物学上の情報並びに安全性に関する情報を含む。）
(b)　水銀及び水銀化合物の製造、使用、貿易、排出及び放出の削減又は廃絶に関する情報
(c)　次のものの技術的及び経済的に実行可能な代替に関する情報（その代替に関する健康及び環境に対する危険並びに経済的及び社会的な費用及び効果についての情報を含む。）
(i)　水銀添加製品
(ii)　水銀又は水銀化合物を使用する製造工程
(iii)　水銀又は水銀化合物を排出し、又は放出する活動及び工程
(d)　水銀及び水銀化合物への曝露に伴う健康に対する影響についての疫学的情報であって、世界保健機関及び適当な場合には関連する他の機関との緊密な協力におけるもの
2　締約国は、1に規定する情報を直接に、事務局を通じて又は適当な場合には化学物質及び廃棄物に関する条約の事務局を含む関連する他の機関との協力を通じて、交換することができる。
3　事務局は、この条に規定する情報の交換における協力及び環境に関する多数国間協定の事務局その他国際的な自発的活動を含む関連する機関との協力を円滑にする。当該情報は、締約国からの情報のほかに、水銀の分野に専門的知識を有する政府間機関、非政府機関並びに国内的及び国際的な機関からの情報を含む。
4　締約国は、この条約に基づく情報の交換（輸入締約国の第三条の規定に基づく同意に関するものを含む。）のための国内の中央連絡先を指定する。
5　この条約の適用上、人の健康及び安全並びに環境に関する情報は、秘密のものとされない。この条約に基づいて他の情報を交換する締約国は、相互の合意により秘密の情報を保護する。

第十八条　公衆のための情報、啓発及び教育

1　締約国は、その能力の範囲内で、次の活動を促進し、及び円滑にする。
(a)　次のものに関する利用可能な情報を公衆に提供すること。
(i)　水銀及び水銀化合物の健康及び環境への影響
(ii)　水銀及び水銀化合物の代替物質
(iii)　前条1に規定する事項
(iv)　次条の規定に基づく研究、開発及び監視の活動の結果
(v)　この条約に基づく義務を履行するための活動
(b)　適当な場合には、関連する政府間機関及び非政府機関並びに被害を受けやすい人々との協力の下に、水銀及び水銀化合物への曝露が人の健康及び環境に及ぼす影響に関連する教育、訓練及び啓発を行うこと。
2　締約国は、人の活動を通じて排出され、放出され、又は処分される水銀及び水銀化合物の年間推定量に関する情報の収集及び普及のため、既存の制度を利用し、又は制度（適用可能な場合には汚染物質の排出及び移動についての登録等の制度）を設けることを考慮する。

第十九条　研究、開発及び監視

1　締約国は、自国の事情及び能力を考慮して、次のものの開発及び改良のため協力することに努める。
(a)　水銀及び水銀化合物の使用、消費、大気への人為的な排出並びに水及び土壌への人為的な放出に関する目録
(b)　被害を受けやすい人々及び環境媒体（魚類、海産哺乳動物、うみがめ類、鳥類等の生物的な媒体を含む。）における水銀及び水銀化合物の水準の数理的モデル化及び地理的に代表的な監視並びに関連する適当なサンプルの収集及び交換における協力
(c)　水銀及び水銀化合物による社会的、経済的及び文化的な影響に加え、人の健康及び環境に対する影響（特に、被害を受けやすい人々に関するもの）についての評価
(d)　(a)から(c)までの規定に基づいて行われる活動のための調和のとれた方法
(e)　生態系の範囲における水銀及び水銀化合物の環境サイクル並びに自然の作用による移動（長距離にわたる移動及び堆積を含む。）、変換及び運命に関する情報であって、水銀の排出及び放出が人為的であるか天然であるかの区別並びに歴史的な堆積からの水銀の再移動について妥当な考慮を払ったもの
(f)　水銀及び水銀化合物並びに水銀添加製品の商取引及び貿易に関する情報
(g)　水銀を含まない製品及び工程の技術的及び経済的な利用可能性に関する情報及び研究並びに水銀及び水銀化合物の排出及び放出の削減及び監視のための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する情報及び研究
2　締約国は、適当な場合には、1に規定する活動の実施に当たり、既存の監視網及び研究計画を基礎とすべきである。